

○国土交通省告示第五百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年五月十二日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道55号改築工事（日和佐道路・徳島県阿南市福井町日の地地内から同県海部郡美波町田井字川尻地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに県道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 徳島県阿南市福井町日の地、小野、大坂及び貝谷地内
徳島県海部郡美波町田井字東谷、字沢及び字川尻地内
- 2 使用の部分 徳島県阿南市福井町日の地、小野、大坂及び貝谷地内
徳島県海部郡美波町西の地字山神及び字大谷並びに田井字東谷及び字沢地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県阿南市福井町日の地地内の小野インターチェンジ（仮称）から同県海部郡美波町北河内字本村地内までの延長9,300mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道55号改築工事（日和佐道路）及びこれに伴う附帯工事並びに県道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道55号改築工事（日和佐道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第3号の都道府県道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路、橋桁置場及び迂回路の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道55号（以下「本路線」という。）は、徳島市を起点とし、小松島市、阿南市、室戸市、南国市等を経て、高知市に至る延長216.0kmの四国南東部の太平洋沿岸に存する主要都市を結ぶ産業及び日常生活を支える主要幹線道路である。

徳島県内における本路線は、徳島市と徳島県南部地域の主要都市を結ぶ陸上輸送の動脈であり、地域の特産品であるあわびやきゅうりなどの農水産物の京阪神への輸送路、室戸阿南海岸国定公園等の観光地への観光道路などの地域産業の振興及び地域経済の活性化に重要な役割を担っている。また、徳島県地域防災計画における緊急輸送路に指定され、防災計画路線としての機能も有している。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、阿南市と阿南市以南を結ぶ唯一の主要幹線道路であるが、谷間の険しい斜面沿いを蛇行しながら通過し、台風等の異常気象時には落石等の危険があり、平成18年度に起業者が実施した道路防災点検によれば、落石・崩壊、岩石崩壊などの災害危険箇所が40箇所、このうち対策が必要な箇所が2箇所確認されている。また、徳島県内の本路線では唯一事前に通行止めを行う通行規制区間（以下「事前通行規制区間」という。）となっており、平成10年以降6回の通行規制が実施され、平成12年9月には32時間以上の通行止めが実施されている。さらに、現道は、2車線道路で線形が悪く、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満足していない箇所が24箇所あり、線形不良で見通しが悪い箇所が多く連なり、交通事故も多発するなど安全かつ円滑な交通の確保がされておらず、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、通行規制の影響を受けない走行性及び定時性に優れたバイパス道路が整備され、本路線の主要幹線道路としての機能が向上するとともに、本件事業は、高速自動車国道等の整備がなされていない四国地方南東部において地域高規格道路として指定された阿南安芸自動車道の一部をなす道路として整備されることから、社会生活圏の拡大、農林水産物の販路拡大及び観光開発が期待できるなど地域産業の振興及び地域経済の活性化に寄与するとともに、交通事故の低減が図られ、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成8年1月に「建設省所管事業に係る環境影響評価の実施について」（昭

和60年4月建設事務次官通知)に基づき、大気質、騒音について環境影響評価を任意に実施したところ環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降新たに得られた知見を踏まえ、上記の環境影響評価の項目のうち、平成19年2月及び8月に環境影響評価法等に準じて大気質、騒音については環境影響の照査を実施し、振動については環境影響調査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサが確認されたが、営巣は確認されていないことから影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、既に記録保存の措置を講じている。今後も、起業者は重要な遺跡等が発見された場合においては、徳島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の事前通行規制区間における交通状況を早急に改善し、安全かつ円滑な交通の確保を主な目的とし、高速自動車国道等の整備がなされていない四国地方南東部において建設大臣（当時）から平成6年12月に地域高規格道路として指定された阿南安芸自動車道の一部をなす道路として位置づけられ、道路構造令による第1種第3級の規格に基づき、2車線の自動車専用道路をバイパス方式で整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、起業者において旧由岐町経由案（以下「申請案」という。）のほか、山地部西側通過案及び山地部中央通過案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、用地取得等必要面積及び支障家屋が最も多くなるものの、トンネルや橋梁等の構造物の施行延長が最も短く走行性、快適性の面で優れること、事業に要する期間が最も短いこと、事業費が最も廉価となること、由岐町にインターチェンジを設置することで市街地へのアクセス向上による地域開発効果が期待できることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は事前通行規制区間となっており、道路構造令に定める最小曲線半径を満足していないなど、線形不良で見通しが悪い箇所が多く連なり、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に供用し、安全かつ円滑な交通を確保し、主要幹線道路としての機能を向上させる必要があると認められる。

また、徳島県知事を会長とし、徳島県内の一般国道55号沿線自治体の長からなる国道11号・55号整備促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県阿南市役所及び同県海部郡美波町役場